

芳賀町事後審査型条件付き一般競争入札共通事項
(電子入札用)

1 入札に参加できる者に必要な資格要件

芳賀町建設工事の入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 栃木県建設工事請負業者指名停止基準及び芳賀町建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成14年6月28日決裁)に基づく指名停止期間中でないこと。

2 競争入札参加手続

事後審査型条件付一般競争入札で入札参加資格に参加を希望する者は、あらかじめ芳賀町の電子入札システムに利用者登録をし、公告内容を芳賀町ホームページで確認の上、入札書受付期間内に電子入札システムにより入札書を提出することとし、入札参加資格を確認するための書類は、落札者とするため確認の必要がある者から開札後に提出を求めるものとする。

入札書は、持参、郵送、ファクシミリ等によるものは受け付けない。ただし、特別な理由により電子入札システムによる参加が出来ない場合には、紙入札による参加の承諾を受けた後、持参により提出すること。

3 設計図書

- (1) 町ホームページからのダウンロードを原則とする。
- (2) 設計図書等に対する質疑がある場合は、指定した期日までに質疑書により提出(ファクシミリによる)すること。
 - ・回答は町ホームページの一般競争入札の公告ページにて行う。
 - ・質疑書の指定様式は、町ホームページからダウンロードとする。

4 現場説明会

行わない。

5 入札方法

- (1) 入札は、芳賀町電子入札実施要綱に基づく電子入札によるものとし、持参、郵送、ファクシミリ等によるものは認めない。ただし、紙入札者は持参により提出すること。
- (2) 指定された提出期限までに、入札書を提出すること。

紙入札者が使用する入札書の指定様式は町ホームページからダウンロードとする。
- (3) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、自治法施行令及び芳賀町建設工事等執行規則(平成9年芳賀町規則第16号)、芳賀町財務規則(平成6年芳賀町規則第11号)及び芳賀町工事等入札心得等の関係法令等を遵守するとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 提出した入札書等は、撤回又は差し替えをすることはできない。
- (7) 入札回数は原則として1回とする。ただし、予定価格を落札決定後に公表するものについては2回までとする。その場合、2回目の入札で落札候補者がいない場合は不調とする。
- (8) 落札者の決定方法

改札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者から徴取した入札参加資格確認書類の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い適格者が確認出来るまで行うものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格での入札があった場合において、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする可能性がある。

6 入札の辞退

入札参加者は、入札を辞退することができるものとする。

- (1) 入札を辞退する場合には、開札期限までに辞退の届を電子入札システムにより提出するものとする。ただし、やむを得ないと認められるときは総務課に持参又は郵送により提出するものとする。
- (2) 郵送による場合は、封筒には次の事項を記載するものとする。

ア 表面に記載する事項

- ・ 郵送方法（「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」、「特定記録郵便」のいずれかによる。）

- ・ 辞退届在中

- ・ 開札年月日

- ・ 工事（委託）名

イ 裏面に記載する事項

- ・ 差出人の住所、商号又は名称、代表者の氏名、電話番号及びFAX番号

- (3) 辞退の届には、次の事項を記載するものとする。

- ・ 工事（委託）名

- ・ 開札日

7 再度入札

- (1) 初度の開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価

格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、1度を限度に再度の入札を行うものとする。ただし、直前の入札の最低入札価格以上又は最高入札価格以下の入札をしたものは失格とし、次の入札には参加できないものとする。

(2) 再度入札を行う場合は、直ちに直前の最低又は最高入札価格、入札書の提出期間、開札日を指定し、入札参加者に通知するものとする。

8 開札の立会い

入札参加者は開札に立ち会うことができるものとする。

9 積算内訳書

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費積算内訳書を提出すること。積算内訳書の指定様式は、町ホームページからのダウンロードとする。

(2) 積算内訳書は、電子入札システムにより入札書を提出する際に添付して提出すること。

(3) 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者の積算内訳書が、設計書等の項目と同項目で作成されていない場合、又は入札価格と整合しない場合は失格とする。

10 入札保証金

免除

11 契約保証金

契約保証金は、有価証券の提出又は金融機関若しくは前払保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

12 入札参加資格の確認等

(1) 開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は、次により、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 確認申請書類

- ・事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書
- ・事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認書類

イ 確認申請書類の配布等

- ・確認書類の指定様式は、町ホームページからのダウンロードとする。

(2) 入札参加資格確認書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書及び事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件総括表(以下「確認申請書類」という。)の提出を求められた日から起算して2日以内(休日条例に規定する休日を除く)とする。

イ 提出場所

芳賀町役場2階 総務課 管財係

ウ 提出方法

・持参とし、郵送、電送、ファクシミリ等によるものは受付しない。

- (3) 入札参加資格の審査に基づく落札の可否については、確認申請書類の提出期限日から起算して2日以内(休日条例に規定する休日を除く)に通知する。
- (4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して2日以内(休日条例に規定する休日を除く)に、その理由について書面で問い合わせることができる。
- (5) 落札候補者が提出期限内に(1)に定める確認書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

13 請負契約書作成

要する。

14 中間前金払と部分払の選択

- (1) 前金払の対象工事については、中間前金払を請求できるので、この場合は、中間前金払と部分払のいずれかを選択するものとする。なお、中間前金払と部分払の選択については、契約締結時に届け出るものとし、その後においては変更することができない。
- (2) 債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が、130万円を超えることにより、契約締結に当たり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとする。

15 中間前金払の請求

- (1) 請負代金額の10分の4以内の前払金に加え、工事の中間段階に更に請負代金の10分の2以内を前払金として支払う中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1(債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1)を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1(債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1)を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1(債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、当該会計年度の出来高予定額の2分の1)以上の額に相当するものである場合に行うものとする。
- (2) 契約締結に当たり、部分払を選択した場合には、中間前金払を請求することはできない。

16 部分払の請求

契約締結に当たり、中間前金払を選択した場合には、部分払(債務負担行為及び継続

費に係る契約にあっては、原則として各会計年度末における部分払を除く。)を請求することはできない。

17 契約書及び入札(見積)書を定めている執行規則等については、次の場所において閲覧できる。

・芳賀町総務課(2階)

18 議会の議決に付すべき契約

予定価格が1件5千万円以上の工事請負契約については、地方自治法第96条第1項第5号の規定による議会の議決を得た日から本契約とする。

19 入札の執行中止等

不正な行為等により必要があると認められるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることがある。この場合においては、見積料、郵送料その他積算に関するいかなる費用も補償しないものとする。

20 入札の無効

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

ア 入札参加資格のない者が行った入札

イ 電子認証の不正使用による入札

ウ 入札に際して談合等による不正行為があった入札

エ 一つの入札に2つ以上の積算内訳書を添付した入札

オ 積算内訳書の提出が義務付けられている入札について、積算内訳書が添付されていない入札

カ 積算内訳書の合計金額と入札書の入札金額が相違する入札

キ 入札書に記載された工事(委託)名と積算内訳書の工事(委託)名が相違する入札

ク 到着期限内に到着しなかった入札

ケ その他、入札に関する条件に違反したとき。

(2) 入札参加申請書を提出した者であっても、指名停止措置を受ける等、開札日時時点で入札に参加できる者の条件のいずれかを満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

21 同価入札

最低価格者が2人以上ある場合には、落札候補者の決定を保留した上で、電子入札システムによる「電子くじ」により落札候補者を決定するものとする。

22 配置技術者

(1) 監理技術者とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の18に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受け、登録講習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」

を所持している者とする。

- (2) 本工事に配置できる監理技術者、主任技術者(以下「技術者」という。)は、請負者と「直接かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。なお、恒常的な雇用関係とは、参加申請書提出日現在で3月以上雇用していることをいう。
- (3) 参加申請書に記載した配置予定技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

23 現場代理人

- (1) 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐しなければならない。
ただし、ただし、別に定める場合においては、工事現場に専任で常駐することを緩和できるものとする。
- (2) 本町では、現場代理人についても、工事を請け負った業者と直接かつ恒常的な雇用関係にあることを要件とする。

24 町議会の議決に付すべき契約

予定価格が5,000万円（消費税等を含む。）以上の工事の工事請負契約については、地方自治法第96条第1項第5号の規定による芳賀町議会の議決を要するため、落札者は、落札決定後速やかに仮契約を締結するものとし、芳賀町議会の議決を経た上で契約を確定する。

なお、町議会の議決までの間に、競争に参加できるものの条件のいずれかを満たさなくなった場合、契約を締結しないことがある。契約を締結しない取扱いをした場合については、町は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

25 その他

- (1) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、当初の予定どおり入札を執行し、その結果、情報どおりの業者が最低価格者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。
調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とする。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがある。
- (2) 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。
 - ア 下請施工を必要とする場合は、可能な限り芳賀町内業者へ発注するように努めること。
 - イ 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り芳賀町内業者へ発注するように努めること。
- (3) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは申請書、資料の差し替えは認められない。